

周防大島町告示第63号

平成21年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成21年5月26日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成21年5月29日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

神岡 光人君

魚原 満晴君

広田 清晴君

尾元 武君

中本 博明君

平川 敏郎君

安本 貞敏君

布村 和男君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

平野 和生君

今元 直寛君

田村 三郎君

中村 美子君

魚谷 洋一君

松井 岑雄君

久保 雅己君

小田 貞利君

応招しなかった議員

新山 玄雄君

平成21年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成21年5月29日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成21年5月29日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成20年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(西1工区)」)
- 日程第5 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)
- 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成20年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(西1工区)」)
- 日程第5 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)
- 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)

出席議員(19名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 3番 神岡 光人君 | 5番 平野 和生君 |

6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 田村 三郎君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
16番 安本 貞敏君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員（1名）

4番 新山 玄雄君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	平田 武君		
公営企業管理者職務代理者			河村 常和君
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	平田 好男君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	嶋元 則昭君
東和総合支所長	松岡 千春君	橘総合支所長	椎木 千明君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君
税務課長	橋本 澄夫君		

午前9時26分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。本日、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成 21 年第 2 回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

新山玄雄議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、9 番、田村三郎議員、10 番、尾元武議員を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日 1 日限りとすることに決定しました。

日程第 3 . 議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第 3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 皆さん、おはようございます。平成 21 年第 2 回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日提案いたしております議案等につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本臨時会に提案しております案件は、専決処分の報告 1 件、条例の一部改正 1 件、専決処分の承認 2 件であります。

報告第 1 号は、専決処分の報告であります。

議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

議案第 1 号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国の人事院臨時勧告を受けて、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正し

ようとするものであります。6月期末勤勉手当支給基準日である6月1日までに所要の条例改正するため、本臨時議会に提案し、条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第2号は、周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正が3月27日に可決・成立をし、関連する政令等が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第3号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案第2号と同様に、4月1日に施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものであります。

以上、概要につきましては、ただいま御説明いたしました。詳しくは提案の都度、関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第4．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、報告第1号専決処分の報告についてであります。平成20年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（西1工区）における、管路布設工におきまして現地精査により、推進工の土質区分による掘進長の変更が生じたため、契約金額、1億1,537万4,000円に420万円を増額し、1億1,957万4,000円とする工事請負変更契約であります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により、平成21年3月27日に専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第5．議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。

人事院は、去る5月1日、国会及び内閣に対して、国家公務員の期末・勤勉等の改定について勧告を行いました。政府はこれを受け、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢など国政全般の観点から検討を行い、5月8日の給与関係閣僚会議において、勧告どおり実施することを決定いたしました。

人事院勧告によりますと、民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務員の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、また、12月期で1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当であることなどから、暫定的措置として、附則の改正により、支給月数の一部を凍結するものとしております。

これを受けまして本町におきましても、平成21年6月期末手当支給基準日前に所要の条例改正を行うものであり、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、特例措置として一括して一部改正をしようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条によって御説明申し上げます。

第1条「周防大島町一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正は、給与条例第17条第2項に規定する期末手当の支給割合を、「100分の15」引き下げ、現行の「100分の140」から「100分の125」に改正するものであります。

また、第18条第2項中の勤勉手当の支給割合を「100分の5」引き下げ、現行の「100分の75」から「100分の70」に改正するものであります。

この改正で、今回の6月期の期末手当と勤勉手当を合計した年間の支給割合は、現行の「100分の215」から「100分の20」引き下げて「100分の195」となります。

第2条「周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正は、第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、第4条に規定する支給割合を「100分の15」引き下げ、現行の「100分の160」から「100分の145」に改正するものであります。

第3条「周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例」の一部改正も、第1条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、第5条に規定する支給割合を「100分の15」引き下げ、現行の「100分の160」から「100分の145」に改正するものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今補足説明でもありましたけど、人事院勧告のいわゆる景気に基

づく引き下げということであります。私のほうは公務員全体いわゆる公務員といえば、幅が広いわけですね。その十把一からげという表現がありますけど、その立場には立ちません。実際的な中身を聞いておきたいというふうに思います。

基本的に一般職の部分は第1条で触れておりますが、1条、2条、3条でそれぞれの年間の影響額について、どのように推定しておられるのかが1点です。

それともう1点は、今回のいわゆる減額分、財源としては本来支出しようとして計画しておいたものが支出しなくて済むということであります。

それで、実際、この条例改正に伴う、一般的に言ったら浮いた部分っていいですか、それを特定目的と、例えばきのうあたりのニュースを見ておきますと、県は実際的にカク福については、県の言うままの自治体以外には補助を出さないというようなニュースが、かなり地方自治体から反発を受けている発言を二井知事がしたというのがありました。ですから、そういうのを受けてでも実際的にこの部分、今から副町長か町長から、浮いた部分、減額部分については答弁があると思いますが、それについて、カク福等と特定目的分に充てたほうが実際的には行く目が行くんじゃないかというふうに思いますが、その点についての町長の基本的考え方も聞いておきたいというふうに思います。

2点。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 私のほうからは、それぞれ条例ごとにどれぐらいの年間といいですか、今回でいわゆる減額があるのかということですが、一般職につきまして約2,380万円、議員さん方につきまして約76万円、特別職につきまして約45万円ですか、総計約2,500万円のこの人事院勧告に伴う減額になるということですが。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今総務部長のほうから答弁がありました、約2,500万円の影響額が出るということですが、当然財源として浮いてくるということですが、格好よく言うならば、これを福祉医療に使いますと言えば一番いいんでしょうが、ただ、一般財源でございますので、当然その福祉医療のほうもまだ補正ができておりませんが、その財源がそこに回るというふうにお考えいただいても結構だと思います。

ただ、明確にその特定財源という形になっておりませんので、そこまで言えるかどうかわかりませんが、次に6月の定例会では福祉医療の県の肩がわり分を出そうというふうに思っておりますので、そこに当たるといふふうに御理解いただいても結構でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） やはり、地方自治体として、例えば人事院勧告の流れとえば、

御承知のように実際的には置かれとる職員の皆さん方が労働基本権の一つがないと。その中で人事院勧告が一定程度役割を果たしてきたという歴史的経緯があります。そういう中で、実際的には最近見ておりますと、どうも、その人事院勧告の役割が、いわゆる抑える抑える役割に変わってきてよるといのが、実際は、ここ数年の抑える、いわゆる労働条件を引き下げる、賃金を引き下げる役割を担っているという弱点も発生しよるとい部分があると思います。確かに言われるように、じゃ、果たして今まで人事院勧告が実際的に例えば好景気のときにストレートに反映したかといったら、実際にはストレートに反映してない部分も多々あったわけですよ。そういう中で、今回の人事院勧告としての臨時提起でありますから、私はそこには職員の皆さんや、特別職、私たち一般議員を含めてやっぱり思いとすれば、実際的に今周防大島町で問われている部分とすれば、ああいう県のやり方に対して、周防大島町はこういう方向でいくんだという胸を張った方向が、改めて周防大島町の方角性が問われるというふうに考えておりますので、今6月議会に向けてという考え方を述べられましたので、期待をしております。

以上で質疑を終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 同僚議員からの説明ありましたが、勧告に基づいて下げる、まあ、時代の流れ的に仕方ない部分もありますが、すべてを経費節減のために下げていくというような形で、以前にも通勤費も下がったと思います。実際の通勤費と比べても必要以上に下げているというか、実際10キロ走る部分に対して、そのガソリン代は出ないというような実態もあるかと思ひます。そういった部分も含めて、給与、賞与手当等に限るとい部分であれば、そういった部分をもとに戻すなり、必要に応じて経費として上げるなり、そういった考え方が必要かと思ひますが、その辺の含めた考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 人事院勧告、今回減額ということでございますが、いろんな手当について、人事院勧告に基づいて、決定しております。今の御質問については、また総合的な見地から判断したいと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例

等の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6・議案第2号

議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第2号周防大島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号周防大島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

本案は、地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律等が3月27日に参議院本会議で否決されたため、憲法第59条第2項、衆議院の優越の規定により、同日衆議院で3分の2以上の多数で再可決、成立したことを受けての提案であります。

この法律及び関連政省令は、平成21年3月31日公布、4月1日から施行されることになりました。これに伴いまして、周防大島町税条例等の一部改正を必要といたしますが、法律及び政省令の施行日が4月1日であり、地方自治法第179条第1項の「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当するため専決処分をしたもので、ここに報告をし、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、改正の主な点につきまして御説明をさせていただきます。

参考資料により、御説明をさせていただきたいと思っておりますので、19ページをお開き願います。周防大島町税条例の新旧対照表でございます。

条文番号等については、原則として左側の欄の改正案の番号で御説明を申し上げます。

なお、法律等の改正に伴う条ずれや項ずれ、また時限措置に係る期限の延長等につきましては、極力省略させていただきたいと思っておりますので御了承をお願いいたします。

詳しくは、別冊の税務課で配布しております平成21年度地方税制の改正の説明資料を配布しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

まず、第1条による改正でございますが、19ページ、第34条の7第12項、（寄附金税額控除）については、単に法律番号の追加をしたものであります。

20ページ、第47条の2、（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）、同ページ、第47条の3、（特別徴収義務者）及び第47条の5、（年金所得に係る仮特別徴収税額等）については、65歳以上の年金所得者の公的年金等に係る町民税を特別徴収の方法によって徴収する場合の取り扱いを定めたものであります。平成21年10月から住民税の年金からの

引き落としが開始されるところであります。年金からの引き落としは、年金所得に係る部分に限るとするための改正であります。

地方税法上では、給与所得及び年金所得以外の所得がある場合には、当該所得に係る所得割額を、年金所得に係る特別徴収税額に加算して、特別徴収の方法によって徴収することができることと規定されておりますが、この制度の全国レベルでのシステム開発等の都合上、他の所得に係る税額の加算については、地方税法ではできる規定であることから、当面の間は、実施しない運用とするための条文の削除であります。

22ページ、第54条第7項、（固定資産税の納税義務者等）については、家屋のうちテナント等特定附帯設備に属する部分について、当該取りつけた者をもって所有者と、また家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することとする規定の整備であります。

23ページ、第56条及び次のページの58条の2については、公益法人制度改革に伴う一定の法人について、医療関係者の養成所を設置した場合に係る固定資産税の非課税措置の拡充及びその申告事項の内容を規定したものであります。

25ページ、附則第7条の3（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）、次のページの附則第7条の3の2については、新たに個人住民税における住宅ローン特別控除を創設するための改正であります。

この制度は、昨年度からの税源移譲に伴う経過措置としての現行の住宅ローン特別控除とは別に、緊急経済対策の制度として過去最大規模のもので、10年間で最大600万円の控除が受けられる内容となっております。

制度の考え方や事務内容については現行の制度とほぼ同様でありますので、条例としては一本化されて規定されているところであります。

内容の概要については、別冊の税務課配布の説明資料の35ページに詳細がございますので、省略させていただきたいと思っております。

28ページ、附則第10条の2第3項（新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）については、地方税法施行令の改正により、高齢者向けの優良賃貸住宅に係る減額措置の対象に政府の補助を受けて整備した高齢者向け優良賃貸住宅が追加されたため改正するものであります。

29ページ、附則第10条の3（阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）及び30ページ、附則第11条の3（平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例）については、適用期限の終了等による特例措置が廃止されることによる削除の改正であります。

34ページ、附則第12条の2については、用途変更宅地等に係る前年度課税標準について、

平均負担水準を採用するのではなく、前年度から変更後の用途であったものとみなして算出することとする明確化のための条文の追加であります。

35ページ、附則第16条の3（上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例）、36ページ、附則第16条の4（土地譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例）、37ページ、附則第17条（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）、39ページ、附則第18条（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）、40ページ、附則第19条（株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）、42ページ、附則第20条の2（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）第2項第2号、43ページ、附則第20条の4（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）については、前出の住宅ローン特別控除及び昨年の寄附金控除の控除方式の変更に伴う該当する所得についての読みかえ規定の改正等でございます。

なお、少し戻りますが、37ページ、附則第17条第1項（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）については、租税特別措置法において土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を推進する観点から土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除が創設されたことに伴う条文の追加でございます。具体的には平成21年及び平成22年の2年間に取得する土地等を5年を超えて所有した上で譲渡をした場合には、その譲渡所得から1,000万円の特別控除をするというものであります。

41ページ、附則第19条の2（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）については、平成21年1月5日より上場株式等に係る株券の電子化が実施されたことに伴い、株主に返還される上場廃止銘柄について、無価値となったものについて、特定保有株式として、その損失を株式等の譲渡損失とみなす措置が講じられたことによる改正であります。

42ページ、附則第20条の2第1項（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）については、カバードワラントと言われる、オプション取引を有価証券化した金融商品の譲渡及び差金等決済について、他の先物取引と同じく20%分離課税とする改正による規定の整備であります。

次に、46ページ、第2条による改正であります。附則第10条の2第2項（新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）については、昨年の税制改正において長期優良住宅、いわゆる200年住宅に係る特例措置が創設されたところでありますが、減額申告書に関する総務省令が定められたことに伴い規定を整備するものであります。

次に、48ページ、第3条による改正でございます。これは平成20年町条例第23号、周防大島町税条例の一部を改正する条例の附則部分でございます。これを改正するものでござい

ます。

第1条（施行期日）及び第2条（個人の町民税に関する経過措置）第10項、第13項、第14項、第16項、第17項については、施行期日及び上場株式等の配当、譲渡に係る軽減税率についての定めではありますが、この上場株式等の配当及び譲渡益の軽減措置については、平成21年度から特例措置分を除いて原則3%、また特例措置分、つまり100万円以下の上場株式等の配当及び500万円以下の部分の上場株式等の譲渡益は1.8%とされていたところではありますが、金融資本市場の安定対策の1つとして、3年間、現行の軽減税率を継続するとされたことを受けての条文削除の改正であります。

なお、同条第6項については、読みかえ規定の明確化のための条文の改正であります。

その他の改正については、特例適用のための条や項の番号の追加、また、適用期限の延長及び条ずれや項ずれの繰り下げ等に伴う条文の整理であります。

次に本改正条例の附則であります。議案つづりのほうをお願いいたします。17ページの上段あたりになります。第1条、（施行期日）については、この条例は、平成21年4月1日から施行するとしております。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。これらの主なものについては、それぞれの条文説明の中に出てきておりますので、説明を省略させていただきます。

次のページですが、第2条、（町民税に関する経過措置）、第3条、（固定資産税に関する経過措置）についても、それぞれ当該各項に定める内容のとおりであります。

なお、本ページの中段あたりの附則第1条第5項中に審議中の農地法等の一部を改正する法律の法律番号が未定となっておりますが、法律は成立しておりますが、法律番号がまだ決定しておりませんので、決まりましたら所要の措置を講じさせていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まあ、今回の地方税法の改正、例年と違ってですね、小幅と言いますが、実際的には、かなり不公平部分があるというふうに考えます。それで、一つは、先ほど副町長のほうも補足説明されましたように、いわゆる期限切れの部分が期限延長になっていくと。例えば、特別土地保有税なんか見ても、実際的には期限切れが新たな延長という格好になっております。で、影響という部分で言えば、例えば特別土地保有税が延長されずに徴収対象になった

場合と、今回のこの条例が、採択されて毎年度と同様に、いわゆる徴収しないということになった場合との比較という部分は、一体どういうふうに見ているのかという点が一つであります。

それと、もう一つ、今かなり丁寧な補足説明だったであろうというふうに思いますが、改めて出された資料を見ながら追ってみたんですがね、補足説明をずっとされたけど、今回の地方税法の改正が周防大島町にとってどういう影響があるのかという点は、率直にとらえているのかどうかを含めて、若干、再質問の対象にしておきたいというふうに思います。とりわけ、周防大島町との関係でお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 期限切れで延長になっての差額ということでございますが、特例でございますので、特段に該当が多いということはありません。

特別土地保有税につきましては、15年度から課税停止となっております。新たな課税は発生しておりません。株式の配当、譲渡等でございますが、これらが来年から税率が一般になるということでしたが、3年間延長ということでございます。この80万円ぐらい、まあ、譲渡割等の調整がございますけれども、これらが3年間延びて還付とか税から控除されるということがあろうかと思えます。

今回の税改正のポイントは、ということでございますけれども、今までのものが大きく変わるということは固定資産税等もほとんどございません。今までどおりでございますので、税額的には大きな影響はないと考えております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう1点は、ちょっと3月議会でも議論してきた住民税の年金からの天引きについてであります。いいのですが、実際的に年金からの天引きといたら、強制が義務かとか、希望者のみかといって、最終的には何年かたったら強制になっただけという事例が多々あるわけでありませう。

それで、今回、条例改正では、いわゆるできる規定なので条文を切ったよという、先ほど補足説明がありました。それで、実際的に今の段階では、いわゆるできる規定ですから本人の同意なしに年金からの所得割の、いわゆる町税の天引きはありませんよという状況だということは、ちょっと明確にしておきたいんで、10月からの部分についてもですね、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 個人住民税の年金の特別徴収が年金の10月分の支給から始まるわけでございますが、今のできる規定につきましては、地方税法は年金以外の所得も年金から差し

引くということが、できる規定になっております。それは、酷に過ぎるということかどうかということなんですけども、やっぱり反発があるということだろうと思いますけれども、条例ができる規定にはなっておりませんでしたので、これを年金だけから控除するという意味で、年金のものは年金だけから天引きしないという、引き落としをしないということにするということができる規定でございます。だから、口座振替を選択で選ぶということは税のほうではございません。医療保険関係のものにはございますけれども、税はそれが選択するようにはできておりません。と言いますのが、源泉徴収等も所得税でございますが、地方税と所得税と、まあ、構成が一緒でございますので、地方税をやるということになると源泉徴収、今までずっとやってきておりますが、それらもそういうことになってしまうという関係かどうか、そのように税は口座振替を選択する選択肢がございません。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） いや、というのがですね、単純にです、単純に質疑をしておきたいんですが、新たに10月1日から、年金からいわゆる天引きの住民税の徴収が可能になりますというのが一つのポイントなんですよね。それについて可能になりますと、しかし本人の、例えば申請とか、それがない限りにおいては、その天引きは開始されないと、解してよいのかどうか、それを一応、念押しだけしておきたいという立場での質疑であります。あくまで、本人同意のもとでの天引き開始かどうか、本人の同意のないまま、例えば後期高齢者医療制度に対する部分は本人の同意なしにやったわけですね。それですごい反発を受けたわけですよ。今度は、町税についても、町民税の場合は本人の同意なしにはできませんよという判断でよろしいかと思うんですが、その点でちょっと確認をしておきたいと、その答弁を求めておきたいということなんです。お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） これは、地方税法によって本人の同意がなくても年金の方は年金に係る税がかかった場合には、年金から自動的に引き落としをするということでございます。といいますのが、今日本全国に地方電子化協会というものができました。それで、そこにすべての年金の情報が社会保険庁からデータで行きまして、そこが各市町村に振り分けております。

それで、日本全国の市町村の税の情報もその地方電子化協会に行きまして、全部振り分けのような格好になっております。こういうことで、本人の申告なしっていいですか、同意なしっていいですか、本人の、納税者の利便性を考えてという反面もありまして、そういうことになっております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 実際的に、今答弁を聞いておりますと、地方税法のほうではこの条例が通ったら即、いわゆる町税が発生する年金者については町税を取ることができますよと。当然、そういうシステムができておるんで、そういうシステムの中で徴収しますよと。で、税務課長の答弁は利便性と言いますが、実際的には、利便性よりは先に取られるという苦勞のほうで、反発の方が大きいという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 議案第２号専決処分の承認を求めることについて、周防大島町税条例等一部改正について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

私は、地方税法の改正において大きく取り上げてきたのは、不公平税制の改正こそ非常に大事な部分であるということを訴えてきました。

といいますのが、本来累進課税が基本でありますから当然所得の多い人はきちっと納めて、所得の低い人は税額が下がる、当然。しかし、ここ数年来で不公平税制という意味では拡大しているというのが地方税法の改正でも同じような流れになっております。

例えば、先ほど若干質疑の中に出ました特別土地保有税等もですね、考えていただきたいのは、例えばある会社が、土地利益、土地を買ってそれをいわゆる昔で言えば転がしですが、そのことによって利益を得ようとしたと、しかし、土地神話が崩れて実際的には利益にならんようになったというような流れが特別土地保有税の流れではないかというふうに私は考えております。それが、景気を理由に実際的には利益があったのに、ちょっとこの間ストップをかける、というのが今の停止の部分の条例にかかわる部分です。

実際的には今回、先ほど補足説明がありましたように、最高６００万円。じゃ、最高６００万円の実際の減税を受けられるといたら、どういう立場の人かっていたら、これはかなり少ない額、多分副町長のほうも計算されとると思いますが、とてもではないが、１０年間で６００万円の減税といたら、ほとんど発生しないぐらいの部分になっておるというふうに考えております。実際的にはそのようになり、国が決めたことだからといって、地方税法の改正は当然国が決めます、地方自治体はそれについて一定程度、歯どめがあるということもわかっておりますが、実際的にはその拡大が、いわゆるその格差の拡大がずっと続いているというのが地方税法の改正でも中身として続いているという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上の立場から、２号の専決処分の承認を求めることについての反対の理由にしたいというふ

うに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第2号周防大島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 賛成多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第7．議案第3号

議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

本案は、先ほどの議案第2号と同様に専決処分をいたしたもので、ここに報告をいたし、承認をお願いするものでございますが、地方税法等の改正に伴いまして、周防大島町国民健康保険税条例におきましても所要の規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表により御説明いたしますので、60ページをお願いいたします。

第2条、（課税額）については、国保税の個々の納税義務者に対する課税額の算定方法及び賦課限度額を規定したものであります。

現在、賦課限度額は、医療分、後期高齢分、介護分について、それぞれ47万円、12万円、9万円となっており、合計で68万円となっておりますが、このたび地方税法施行令の改正により、介護分の賦課限度額について、平成18年度以来3年ぶりに現在の9万円が1万円引き上げられて、10万円に改正するものであります。

なお、周防大島町の賦課限度額オーバーの対象世帯は、約69世帯が見込まれるところであります。

次に同ページで、第23条、（国民健康保険税の減額）につきましては、国保税の納税義務者

及びその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定以下の場合における減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定したものであります。

このうち、2割軽減については、全額の負担能力がある層との境界線上にある層であり、課税時点において負担能力が現実にあると認められる場合や本人が減額を必要としない場合には軽減をする必要がないことから、軽減要件が上乘せされており、前年からの所得の状況の著しい変化等により国保税の減額が適当でないと認められるときは軽減の対象とはならない制度となっております。軽減を必要とする者については、申請を求めることとなっておりますが、平成20年度からはこの申請を不要とし、職権による減額を可能とする改正をしたところですが、このたび、前述の所得の要件等の項目を削除し、7割、5割軽減と同様、また後期高齢者医療制度と同様に一律に軽減することとしたものでございます。

なお、周防大島町の2割軽減対象者は、延べ数で1,328世帯、約778万円が見込まれるところであります。

ページが前後しますが、61ページ、附則第3項（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）及び64ページ、附則第7項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）については、昨年の改正で、上場株式等に係る配当所得について申告分離課税制度が創設され、平成22年1月1日から施行されることに伴い、当該所得についても他の分離課税に係る所得と同様の取り扱いをするためと、また、同一年中または過去3年間以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との間で損益通算を行うことが可能となったことに伴う条文の追加の改正であります。

64ページ、附則第4項（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）及び63ページ、附則第5項（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）については、先ほどの町税条例の議案で説明しました土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除の創設に伴う改正でございます。

なお、第4項、第6項、第10項、第12項、第13項、第14項の計6項の後段部分については、所得割方式とただし書き方式の「場合分け」の記述としておりましたものをわかりやすくするために、本町のただし書き方式にするための条文の整理をいたすものであります。

その他については、項の追加による項ずれ等に伴う条文の整理であります。

次に、本改正条例の附則であります。議案つづりのほうをお願いいたします。議案の58ページの中段あたり、附則からでございますが、第1項、（施行期日）については、この条例は、平成21年4月1日から施行することとしております。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。これら

の主なものについては、それぞれの説明の中に出てきておりますので、説明を省略させていただきたいと思います。

第2項、（適用区分）については、改正後の周防大島町国民健康保険税条例第2条第4項及び第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ、慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 引き上げ部分については先ほど補足説明でありましたので質疑はしません。

もう一つは、2割軽減対象について、今まで実際的には、申請減免なので町民税の申告をしてください、それでないと、いわゆる所得が明らかになりませんよ、ということを盛んに税務課のほうが言われておられました。

今度は申請減免ではないわけですから、いわゆる先ほどの言葉で言えば職権という言葉を使いましたが、職権でできますということなんで、7割、5割同様に、いわゆる本人が申請しなくても町のほうで所得状況をかながみて、きちっと対応する体制ができるということで理解してよろしいかどうか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） できるということでありまして。21年度からそのような対応を既にいたしております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成21年第2回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 田村 三郎

署名議員 尾元 武

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員